

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

【基本認識】

- 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するためには、政府や地方公共団体等の行政機関だけでなく、社会の多様な主体が連携・協働しながら男女共同参画を推進する必要がある。
- そのためには、職場や地域コミュニティにおいて、男女共同参画の担い手となる人材の育成や確保が重要となる。
- また、男女共同参画の取組を効果的に推進するためには、監視・影響調査等の機能強化の観点から、データに基づいてPDCAサイクルを回し、男女共同参画機構による調査研究等も活用しつつ状況や課題を適切に把握した上で、学識経験者等の知見も十分活用しながら、社会のあらゆる分野において、ジェンダーの視点を反映することが重要である。
- 内閣府男女共同参画局が、男女共同参画会議の議論を踏まえつつ、施策の企画立案及び総合調整の機能を担い、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する方向性を示すとともに、施策の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として男女共同参画機構を新設し、地域における諸課題の解決に取り組む地方公共団体及び全国各地の男女共同参画センターを強力に支援する。
- さらに、広く各界各層から成る男女共同参画推進連携会議と歩調を合わせ、国民的な取組を推進する。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 国内の推進体制の充実・強化

(1) 施策の基本的方向

- 男女共同参画会議は、内閣総理大臣の下で男女共同参画を強力に推進する国内本部機構として、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。
- 男女共同参画推進連携会議の場を活用し、市民社会や民間団体等、次世代を担う若年世代を含めた様々な世代との間で6次計画を始めとする情報の共有や連携を進め、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透を図ることにより、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議（男女共同参画社会基本法により設置。内閣官房長官を議長とし、関係する国務大臣及び学識経験者によって構成。）が、適時適切に重要な政策に関する提言を行う。また、国内の推進体制の中で重要な役割を果たすため、男女共同参画会議の下、専門調査会等において、EBPMの観点を踏まえつつ、学識経験者等の知見を積極的に取り入れ、各府省等の施策の

総合調整やその効果を高めるための方策等について、調査審議を行う。【内閣府、関係府省】

- ② 男女共同参画推進本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画担当官（局長級）は、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。【内閣府、全府省】
- ③ すべての女性が輝く社会づくり本部（閣議決定により設置。内閣総理大臣及び全ての国務大臣によって構成。）の下で、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、施策の一体的な推進を期す。【内閣官房、内閣府、全府省】
- ④ 男女共同参画社会基本法で努力義務となっている市町村男女共同参画計画の策定は、男女共同参画社会を形成していく上で、極めて重要である。特に、策定が進んでいない町村に焦点を当て、都道府県と連携し、策定状況の「見える化」を含む情報提供や好事例の収集・発信、専門家派遣などにより、男女共同参画についての理解を促進し、全ての市町村において計画が策定されるよう促す。（再掲）【内閣府】
- ⑤ 有識者及び地方六団体・経済界・労働界・教育界・メディア・女性団体等の代表から成る男女共同参画推進連携会議の場を活用し、重要課題に関する意見交換や情報共有、市民社会との対話、各団体における中央組織から地方の現場への取組の浸透等を通じて、各界各層の若年層を含めた様々な世代との連携を図る。【内閣府】
- ⑥ 国内の推進体制の運営に当たっては、男女共同参画機構に加え、多様な主体（地方公共団体・男女共同参画センター、大学、企業、経済団体、労働組合、NPO、NGO、地縁団体等）との連携を図り、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体、若年層など国民の幅広い意見を反映する。【内閣府】
- ⑦ 国際機関及び諸外国との連携・協力の強化に努める。【内閣府、外務省、関係府省】

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

（１）施策の基本的方向

- 政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込むため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、予算の編成・執行に当たっては、男女共同参画の推進に資するものとなるよう留意しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。また、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能強化に取り組む。
- 政策の立案に際しては、可能な限り、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）、データ、アンケート調査等を活用する。ジェンダー統計の充実の観点から、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、男女別データの重要性について周知啓発するとともに、その把握及び利活用の促進に取り組む。また、若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいとの認識に立ち、若年層とも意見交換等を行い、政策をより良いものへとブラッシュアップする。

(2) 具体的な取組

- ① 男女共同参画会議は、毎年度の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）の策定に向けた検討を通じて、6次計画の進捗状況を検証するとともに、6次計画の実効性を高めるために集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う。また、各年に特に重点を置いて6次計画の成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を行うべき事項・分野について、丁寧なフォローアップを実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。【内閣府、関係府省】
- ② すべての女性が輝く社会づくり本部及び男女共同参画推進本部は、毎年6月を目途に「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）を決定し、各府省等の概算要求に反映させる。【内閣官房、内閣府、全府省】
- ③ 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）について、過年度の調査結果を基にジェンダー統計の更なる充実に向けた取組を進める。業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。また、男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開するとともに、統計法（平成19年法律第53号）に基づく二次的利用を推進する。【全府省】
- ④ ジェンダー統計の更なる充実に向けて、人によってジェンダーアイデンティティの在り方が多様であることに配慮しつつ、その重要性について、周知啓発に取り組む。【内閣府、総務省】
- ⑤ 政治・司法・行政・経済分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況等を調査し、公表する。【内閣府】
- ⑥ 男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府】
- ⑦ 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。【内閣府】
- ⑧ 国民の意識、男女の家事・育児・介護等の時間、企業等における働き方の把握や、男女別データの利活用の促進等を含め、男女共同参画社会の形成に関する調査研究を進める。【内閣府、総務省】
- ⑨ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画に関わる情報を集約整理し、情報発信・広報活動を積極的に実施する。国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。【内閣府】
- ⑩ 若年層の声を踏まえて政策を立案することが望ましいことを踏まえ、様々な機会を通じた意見交換等を行い、若年層の政策立案への関与を図る。【内閣府】
- ⑪ 各府省は、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画機構の知見も参考にしつつ、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施及び評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。【全府省】
- ⑫ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国の審議会等委員又は審議会等専門委員等に加え、行政運営を補佐するため各行政機関において開催される複数の外部有識者が含まれるあらゆる合議体（複数の外部有識者から

個別に意見聴取を行い、それらの意見を総合的に参考とするような場合を含む。)において、その外部有識者たる構成員についても性別の偏りがないよう取組を進める。
(再掲)【全府省】